

「デジタル庁とマイナンバー」

■開催：2021年1月

■講師：内閣官房番号制度推進室長兼内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理
（副政府CIO） 向井治紀氏

-
- 新型コロナウイルス感染症拡大により日本社会が大きく変容するなかで、サプライチェーンの一部断絶や物資不足、工場、飲食店等の休業、イベント自粛、テレワークを阻害する要因の顕在化など、さまざまな分野でデジタル化の課題が明らかになった。
 - 新型コロナ禍で顕在化した課題に喫緊に取り組むべき事項は4つある。第一は、「マイナンバーカード」と各種免許・国家資格との一体化を検討し、マイナンバーカードを更に活用していくこと。第二は、迅速な給付の実現。第三は、テレワーク、学校、医療などで臨時措置として取り入れたオンライン化を定着・拡充させていくこと。第四は、国と地方を通じたデジタル基盤の構築である。
 - 日本のIT戦略は平成13（2001）年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT利活用を推進。その後、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進し、今、日本は社会全体のデジタル化に向けて動き始めた。
 - 日本のデジタル社会を形成するための大方針として、①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献という10の基本原則を掲げている。
 - データの多様化・大容量化が進展し、データの利活用が不可欠になっている。また、データの悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大するとともに、少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためのデータ活用も喫緊の課題となっていることなどから、「デジタル社会形成基本法案」「デジタル庁設置法案」「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」など6本のデジタル改革関連法案が準備されている。
 - 令和3（2021）年9月1日に発足するデジタル庁は、内閣総理大臣をトップとする内閣直属の組織で、基本方針策定などの企画立案や、国等の情報システムの統括・監理をするとともに、特別会計を含めた令和2年度で約7000～8000億円ある国の情報システムに関する予算を一括計上して配分し、統括・監理することとなる。
 - デジタル庁創設に際して、アイデアボックスの見える化と、デジタル改革共創プラットフォームの立ち上げを行った。今回のデジタル改革の最大の目的は、デジタル化を実現して、現在ある社会システムのコストをぎりぎりまで下げることにある。
 - 漢字表記の日本人の名前はデジタル処理がしにくいいため、1人に1つの「マイナンバー」

を付けて、個人を特定している。マイナンバーカード（個人番号カード）は、本人確認を厳密に行う手段で、電子的に個人を認証する機能を持っている。いま現在行おうとしているのは、マイナンバーカードつまり IC チップで本人を確認する手段を普及することである。